

ジブラルタ生命の

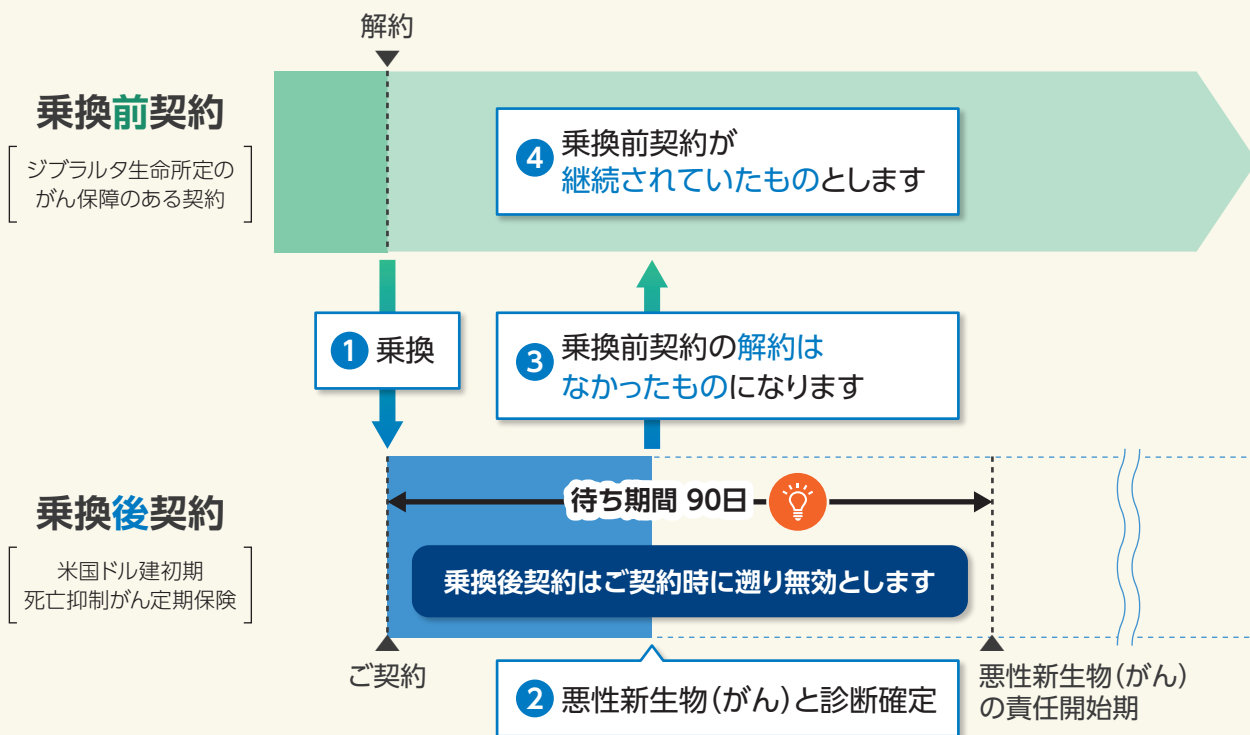
# がん保険契約等の乗換に関する特約

ジブラルタ生命所定のがんの保障がある他のご契約から、  
がんの保障を途切れさせることなくご契約の乗換<sup>(※1)</sup>ができる  
特約です。<sup>(※1)</sup>乗換前契約を解約し、乗換後契約に加入することをいいます。

特約保険料は  
必要  
ありません

## がん保険契約等の乗換に関する特約のしくみ

■ この特約が付加された乗換後契約の待ち期間（90日）中に、悪性新生物（がん）と診断確定された場合のイメージ



乗換後契約は、待ち期間（90日）中、悪性新生物（がん）に関する保障はありませんが、この期間に悪性新生物（がん）と診断確定された場合

●ジブラルタ生命所定の条件を満たしていれば、乗換後契約の契約者のお申し出により乗換前契約の解約はなかったものとし<sup>(※2)</sup>、乗換前契約で保険金等の支払対象となるときは、保険金等をお受けいただけます。

<sup>(※2)</sup>この場合の乗換前契約のがんの保障期間は、解約前の乗換前契約のがんの保障期間と同一です。

●この場合、乗換後契約は無効とし、すでに払い込まれた乗換後契約の保険料は乗換後契約の契約者へ払い戻されます。保険料を円でお払込みいただいた場合には、円でのお払込金額と同額が契約者に払い戻されます。

※乗換前契約と乗換後契約で保障範囲が異なる場合があります。

例えば特定疾病（悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中）を保障する契約（乗換前契約）から、米国ドル建初期死亡抑制がん定期保険に乗り換えた場合、乗換後契約において、急性心筋梗塞と脳卒中の保障はありません。



ご検討にあたってご確認いただきたい事項を裏面の「くわしくは・・・」に記載していますのでご覧ください。



## くわしくは・・・

## 対象となるご契約(主契約)

乗換前契約	乗換後契約
<ul style="list-style-type: none"> <li>●米国ドル建初期死亡抑制がん定期保険(無配当)</li> <li>●低解約返戻金特則付特定疾病保障終身保険(無配当)</li> <li>●米国ドル建特定疾病保障終身保険(低解約返戻金型)(無配当)</li> <li>●終身がん保険(無配当) 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●米国ドル建初期死亡抑制がん定期保険(無配当)</li> </ul>

## 特約のお取扱いについて

- 乗換前契約と乗換後契約の被保険者は同一であることが必要です。
- 乗換前契約の解約は、乗換後契約のお申込みをジブラルタ生命が承諾した場合に、乗換後契約の責任開始期の属する日の前日の終了をもって効力が生じるものとします。
- 乗換前契約に解約返戻金がある場合は、乗換前契約の主約款等に定めるところによりお支払いします。

## 乗換前と乗換後の契約で契約者または保険金等の受取人等(\*)が異なる場合のお取扱いについて

## ●契約者が異なるとき

乗換前契約の契約者が乗換後契約の契約者に変更され、乗換前契約の契約者が有する一切の権利義務が乗換後契約の契約者に承継されたものとします。

## ●保険金等の受取人等が異なるとき

乗換前契約の保険金等の受取人等が乗換後契約の保険金等の受取人等に変更されたものとします。

(\*)保険金等の受取人および指定代理請求人をいいます。

## 乗換前契約の解約をなかったものとする場合のお取扱いについて

- 乗換後契約の契約者が、次の金額をジブラルタ生命所定の期日までにお払込みください。

・乗換前契約が継続していたとした場合にお払込みいただく必要があった乗換前契約の保険料のうち、お払込みいただいていない保険料

・乗換前契約の解約の際に、ジブラルタ生命がお支払いした解約返戻金(保険料の自動振替貸付または契約者貸付の元利金が、解約返戻金から差し引かれた場合は、差し引き後の金額)

※乗換前契約の解約をなかったものとする場合に必要な金額を、ジブラルタ生命所定の期日までにお払込みいただけなかったときは、この特約によるお取扱いはできません。

## その他

- ジブラルタ生命の定めるお取扱いの範囲外となる場合、この特約を付加できないことがあります。
- この特約のお取扱い等詳しい内容につきましては、がん保険契約等の乗換に関する特約条項をご覧ください。

※お申込み経路やご契約の保険種類により、お取扱内容が異なることがあります。各保険種類に応じた個別のお取扱いにつきましては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。

詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点でのジブラルタ生命所定の範囲内となります。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」等のお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項等を記載したものです。

<引受保険会社>



ジブラルタ生命は  
ベルマーク運動に  
協賛しています

## ジブラルタ生命保険株式会社

本社/〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

一般のお客さま **0120-37-2269**

募集代理店を通じて  
ご加入されたお客さま **0120-78-2269**

通話料  
無料

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

<お問合せ先(担当者)>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。